

## 令和6年度せとジュニアスポーツ団体応援補助金Q&A

- Q1：申請の締め切りが5月31日（金）午後5時まで、6月中旬に審査会の予定となっていますが、審査会前の日程で合宿等の事業を行った場合でも補助金の対象となりますか？
- A1：補助金交付申請受付開始日から翌年3月31日までの期間に実施する事業が対象となります。
- Q2：合宿は、宿泊費や飲食代等どこまでが補助金の対象ですか？
- A2：飲食代は対象外で、宿泊費は5,000円/人まで対象です。その他に「競技力向上」に繋がる内容の物品購入が補助金の対象となる可能性があります。審査会において審査員が判定します。
- Q3：合宿は、父兄も補助金の対象となりますか？
- A3：子どもの付き添いというだけの父兄は補助金の対象ではありません。「監督」「コーチ」「指導者」といったような方が補助の対象となります。それ以外の方で不明の場合は、お問い合わせください。
- Q4：夏合宿と冬合宿を併せて申請してよろしいですか？
- A4：同じ内容の申請はできません。
- Q5：冬合宿の見込みが立っていませんが、合宿の見積書はすべて必要ですか？また、見積書を昨年度の領収書に替えることはできますか？
- A5：申請には、金額の根拠となる見積書が必要です。なお、見積もりの資料は、昨年度の領収書でも構いませんが、明細が分かるものを添付してください。ただし、交付決定額から増額することはありません。
- Q6：コーチや選手のベンチコート・ユニフォームのようなものを補助金で購入することは可能ですか？
- A6：個人所有となる衣類購入の補助金申請はできません。一般的にベンチコートのような衣類は、競技力向上に繋がらないと判断されるため、過去の傾向でも衣類は承認されていません。ただし、紅白試合のためにビブスを購入する等の競技力向上に資すると認められる内容であれば、承認される場合があります。
- Q7：消耗品や備品はどういうものが補助金を利用して購入できますか？
- A7：競技力向上に繋がるもので、団体の所有としてのものであれば、消耗品は過年度から通算で1度のみ補助金の対象となります。また、備品は10万円以上であれば、5年経過で再度補助金の対象となります。
- Q8：合宿を予定していますが、合宿と備品等の購入は同時に申請できますか？
- A8：限度額の範囲内であれば、同時に申請いただくことはできます。

Q 9 : 別の団体と顧問（代表者）が同じ方ですが、別の団体として申請することは可能ですか？

A 9 : 可能です。それぞれが独立した別の団体であるということが分かるように記載して申請いただければ、顧問や代表者が同じでも補助金の対象となります。

Q10 : 新たにクラブチームを立ち上げようとしています。補助金申請時点で子どもが10人以上集まっていない場合は申請することができませんか？

A10 : 申請することはできません。（「せとジュニアスポーツ団体応援補助金交付要綱」第2条参照）

Q11 : 合宿と備品を申請する予定ですが、申請締め切りまでに合宿の見込みが立つか不明なので、あらかじめ別々に申請書を準備しておいて、合宿を行うにしてもそのまま別々の用紙で1件として申請することは可能ですか？

A11 : 1団体の申請は1件のみとなります（複数事業を合算して1件として申請してください）。なお、「事業計画書『2事業内容』」に関しては、書き切れない場合、用紙を分けて作成いただいて結構です。また、交付決定後に事業の変更・中止があった場合は、「変更承認申請書」や「中止届出書」の提出が必要です。

Q12 : 見積もりを記載する際に、手書きでよろしいでしょうか？インターネットで購入を予定しているものがあり、正式な見積書を入手できません。

A12 : 業者が発行する見積書は、手書きでも構いません。なお、金額の根拠となる資料として、インターネットの閲覧ページを印刷したものでも可能です。

Q13 : 備品や消耗品の購入において、申請の段階で予定していたものと別のものを購入した場合は、実績として認めていただけますか？

A13 : 用途が同等であれば、補助金の対象となります。その際は内容を確認しますので、お問い合わせください。なお、交付決定額から増額することはありません。